

第4期愛知県医療費適正化計画（案）に対する意見の概要及び県の考え方

（軽微な語句の訂正等を除く）

番号	章	意見の概要	県の考え方
1	第4章 本県が 取り組む施策	<p>特定健診や保健指導に医療費低減の効果があるといわれ、多くの市町村で、その受診率参加率を向上させる取り組みが進められている。計画案では、市町村等に対し、これらの受診率向上に向けた取り組みを支援するとしているが、先進的なまた実践的な手法やアイデアを開発し、それを提案、提供するというようなアプローチがあればと思う。</p> <p>厚生労働省等では、ナッジ理論に基づいた取り組みを紹介しているが、全国の取り組みの状況を調査し、効果があるというエビデンスが得られれば、県として、手法や手順の雛形を策定し、市町村に示すというような支援の仕方もあると思う。</p> <p>県が市町村を牽引するというポリシーで取り組んでもらいたい。</p>	<p>市町村等に対する特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に向けた取組の支援は、県として重要な役割であると認識しております。いただきました御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
2	第7章 計画の推進	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律」において、保険者協議会は、唯一、都道府県医療費適正化計画の策定、変更の協議を受け、計画の実績の評価を行う組織であると位置付けられている。</p> <p>「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、保険者協議会は必置とされたところであり、都道府県の医療費適正化計画において保険者協議会はどのような役割を發揮するのか、「第7章 計画の推進、1 関係者の意見の反映」においても明確にすべきではないか。</p>	<p>「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者協議会を必置化するとともに、医療費適正化計画の作成及び実績評価に関与する仕組みが導入されましたことから、御意見のとおり「第7章 計画の推進、1 関係者の意見の反映」へ保険者協議会の役割についての記載を追記します。</p>
3	—	<p>高校生の医療費をすべて無料にすべきである。すでに無料になっている市町村もあり、徐々に増えているが、まだまだ高校生の医療費が無料ではない市町村がある。</p> <p>世の中にはいろいろな家庭があり、経済的な理由から、あるいは精神科の場合、親自身の抵抗感から子供が病院に行くのをためらったり拒否したりする親がいるため、そのような家庭であっても、医療費が無料であれば、高校生が自分で病院に通うことができるため、高校生の医療費無料化の推進をお願いしたい。</p>	<p>いただいた御意見については、庁内で共有し、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>